令和６年度

鹿児島県動物愛護センター業務概要

令和７年 10 月

鹿児島県保健福祉部生活衛生課

まえがき

鹿児島県動物愛護センターは「地域における人と動物とのふれあい共生活動を支援する拠点施設」として平成 25 年 10 月に開所しました。開所以来，多くの県民の皆様に利用され、犬・猫とのふれあいや譲渡の場を提供し，昨年度末までに累計で 62,869 人の方が来所され，犬 1,056 頭，猫 1,582 頭を新しい家族の元へ送り出したところです。

近年は SNS による情報発信や譲渡希望への随時対応等，利用者の利便性に配慮した対応をとってまいりました。
また定期的の譲渡会については，県内の各保健所等で飼養管理する犬猫も参加した形で開催する等し，さらなる譲渡推進に向けた取組みも行っているところです。

今後もより多くの県民の皆様に利用していただけるよう、情報発信に努め，イベントの開催等を継続するとともに，ボランティアや関係団体と協働し，より工夫を凝らした情報発信やイベント開催等に取り組んでいきたいと考えています。

さて，この 10 年間で県民の皆様の動物愛護への関心が高まり，本県における犬や猫の保護・引取頭数は，当センター開所前の平成 24 年度に比べて約 75％減少しています。また，殺処分頭数については令和４年度に初めて「譲渡適性のある犬・猫の殺処分ゼロ」を達成し，その後継続できているところです。令和３年３月に改訂した「鹿児島県動物愛護管理推進計画」では，数値目標として「犬・猫の殺処分頭数 350 頭以下」を掲げていますが，これについても令和５年度に初めて達成し，令和６年度においても引き続き達成することができました。
今後とも適正飼養の普及啓発に努め，この数をさらに減らすよう取り組んでまいります。

ここに、令和６年度の動物愛護センターの事業概要を取りまとめましたので、業務の参考として御活用いただければ幸いに存じます。

令和７年 10 月

鹿児島県保健福祉部生活衛生課長

迫　田　豊　秋

目　次

第１章　総説
１　沿革　・・・

第１章　総説

１　沿革

県では，平成８年度から犬や猫の飼養希望者に対して譲渡を実施し，収容している犬や猫に生存の機会を与える等，処分頭数の減少に努めてきました。また，譲渡希望者には適正飼養に関する講習会の受講を義務づける等，適正飼養者の育成も行ってきました。

平成 17 年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施行され，国においては「動物愛護管理基本指針」を，都道府県においては「推進計画」を策定することが義務付けられるなど，それまで以上に動物愛護の普及啓発や処分頭数減少に向けた取組が求められる状況となりました。

人と動物のより良い関係づくりを推進するには，獣医師会や動物愛護団体等との相互連携体制を強化し，動物愛護思想の普及啓発及び終生飼養等，飼養者としての責任について周知徹底するとともに，譲渡頭数を増やすため，ボランティア団体等との共生・協働を推進する必要性があると認識しました。

そこで県では，平成 20 年に「動物の愛護と適正な飼養についての県民の関心と理解の増進を図るとともに，人と動物とのふれあい共生活動を支援する拠点施設」の整備を進めることとし，平成 25 年 10 月 16 日に鹿児島県動物愛護センターを現在地に開所する運びとなりました。

２　動物愛護センターの機構組織

（鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例）

（設置）

第１条　県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓発を行うなどして，人と動物の共生する社会の実現を図るための公の施設として，鹿児島県動物愛護センターを設置する。

保健福祉部 ―― 生活衛生課 ―― 動物愛護センター

３　職員構成

（令和７年４月１日現在）

正職員				会計年度任用職員				合　計
所　長（獣医師）	事務	担当（獣医師）	計	獣医師	動物愛護専門員	補助事務員	計	
1	1	1	3	1	3	2	6	9

その他，姶良保健所との兼務１名（獣医師）

4　所掌事務（鹿児島県行政組織規則）

（業務）

第 112 条の２　動物愛護センターは，県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓発を行うなどして，人と動物の共生する社会の実現を図るため，次の事務を行う。

⑴　動物の愛護及びその適正な飼養についての普及啓発に関すること。

⑵　犬及び猫の譲渡に関すること。

⑶　動物との触れ合いの機会の提供に関すること。

⑷　関係団体との連携に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか，動物の愛護及びその適正な飼養に関すること。

5　動物愛護センター所長への委任事務（鹿児島県事務処理規則）

別表第６

８　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の施行に関する事務

⑺　動物取扱責任者研修の開催（法 22③，省令 10①）

⑳　所有者が判明しない負傷動物等の収容（法 36②）

29　動物愛護センターに関する事務

動物愛護センターの業務に属する犬及び猫の譲渡に係る手数料の徴収（鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年鹿児島県条例第 54 号））

6　動物愛護センター所長の専決事項（鹿児島県事務処理規則）

（出先機関における決裁）

第８条　所長は，次条の規定により委任された事務を決裁するほか，別表第 1，別表第２及び別表第６の事項欄に掲げる事務のうち，専決者の所長欄に〇印をもって示す事務について，それぞれそれらの表の所長名欄に掲げる所長に限り，専決することができる。

7　手数料

（譲渡手数料）

犬１頭又は猫１匹につき 2,100 円

8　動物愛護センターの概要

（1）所 在 地：霧島市隼人町小田 1493-1

（2）施設規模：敷地面積　約 4,000 ㎡，建物面積　約 450 ㎡

（3）開 所 日：平成 25 年 10 月 16 日

（4）総 工 費：170,202 千円（設計，工事，備品等）

（5）建物平面図

（6）施設の特徴

①コンパクトな施設

木造平屋建てのコンパクトな造りとなっています。その中で工夫してできることを考えていくのが当センターの方針です。

②処分設備を持たない施設

動物の処分や焼却設備はありません。

③周囲の環境に配慮した施設

動物のにおいや鳴き声，排水などにより周囲の環境に影響が及ばないように配慮しています。

④動物に配慮した施設

館内での感染症まん延を防ぐために消臭･除菌用水の噴霧を行う等の対策を講じています。また，動物のストレス軽減のため，犬はできるだけ屋外で運動する時間をもち，猫もふれあい室などを利用して，運動できるよう心がける等，動物福祉にも配慮した施設を目指しています。

９　保健所（動物管理所）と動物愛護センターの業務の区分

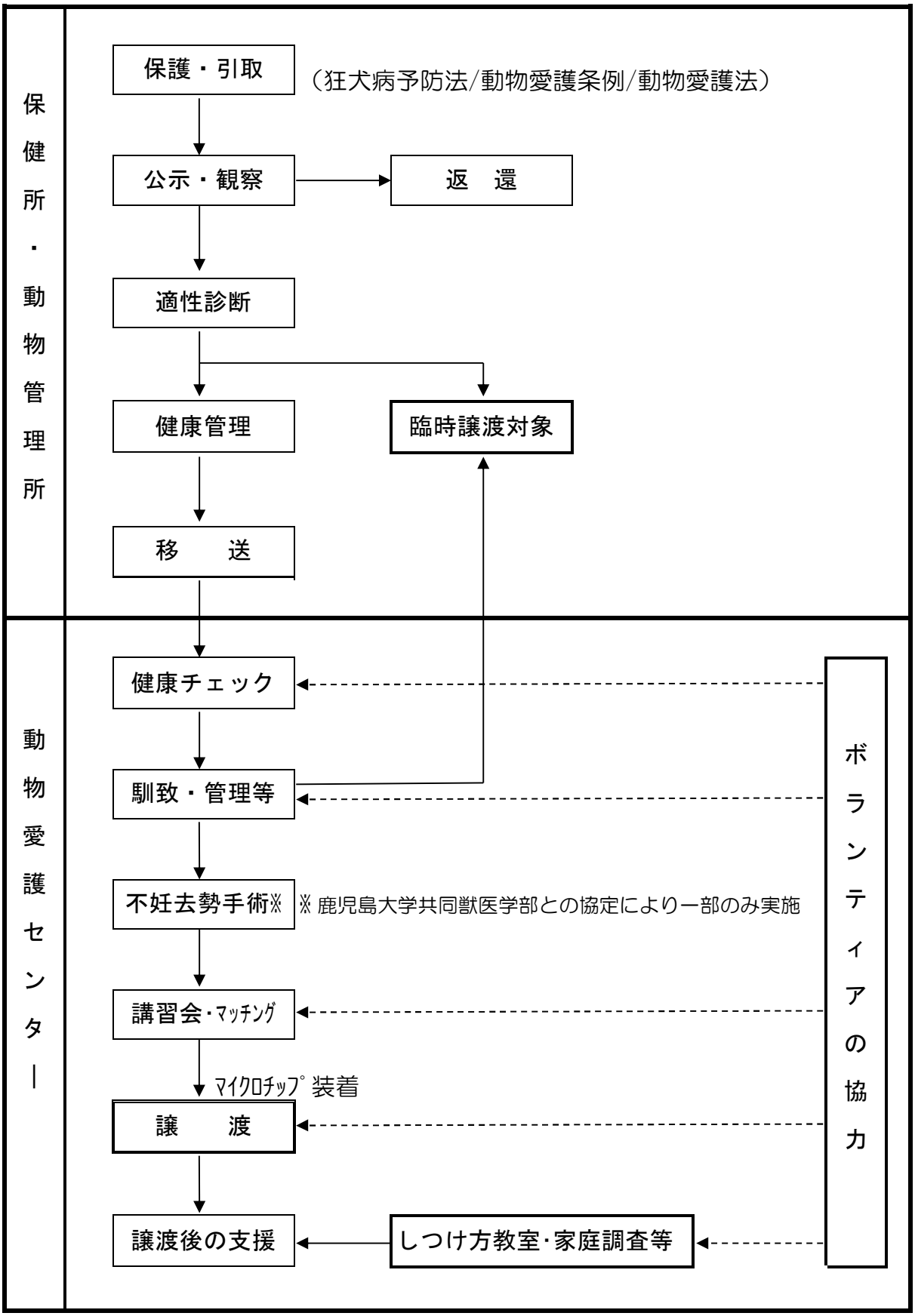

10　鹿児島県動物愛護管理推進計画の概要

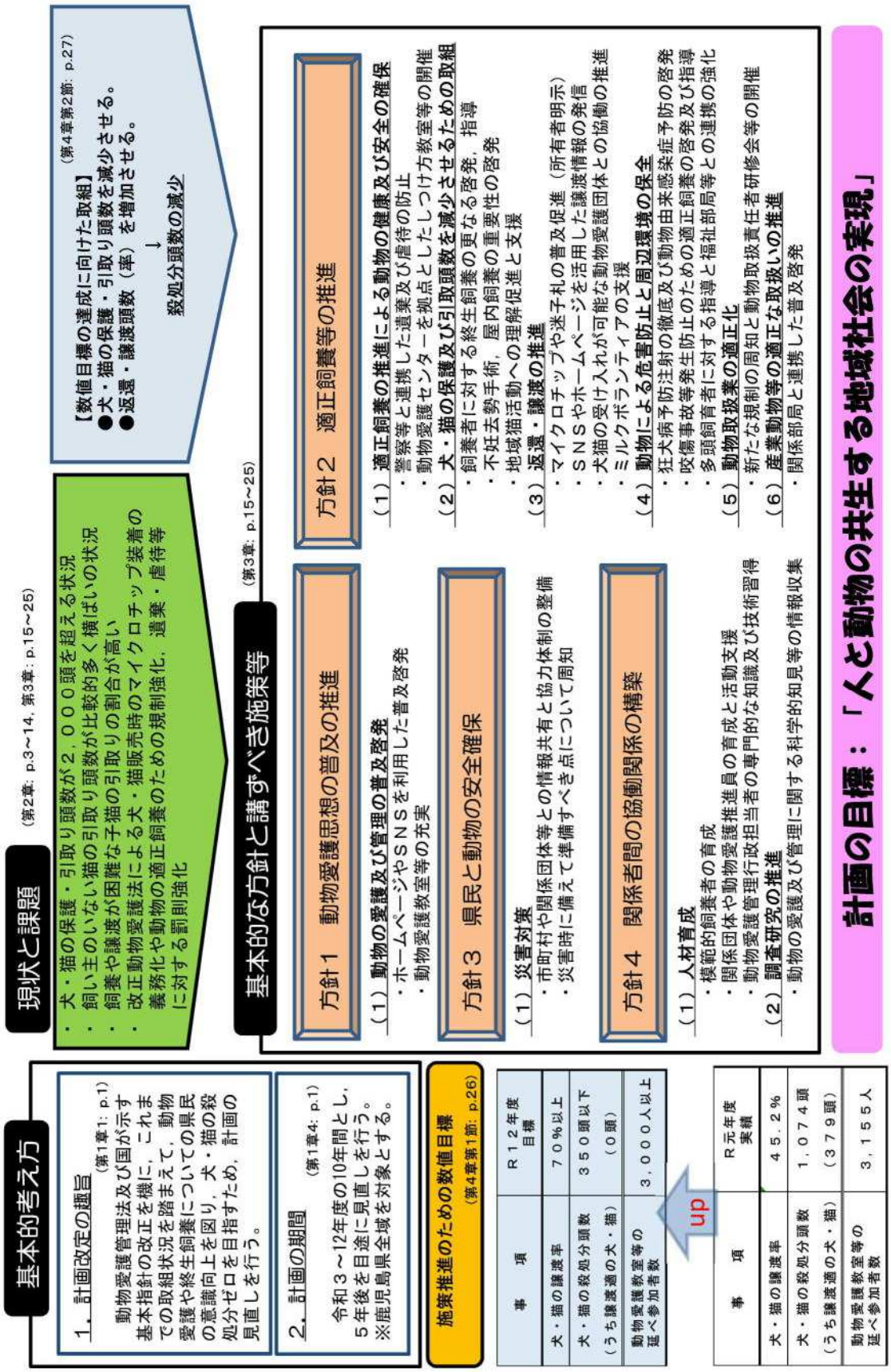

第２章　事業概要

動物愛護センターでは，平成 20 年に策定した「鹿児島県動物愛護推進計画（以下，「推進計画」という。）」の目標である『人と動物の共生する地域社会の実現』に向け，動物愛護に係る事業を推進しています。

動物愛護の普及啓発に係る拠点施設としての役割を果たすため，土曜日及び日曜日を開所し，土曜日には「しつけ方教室」等，日曜日には定期の譲渡前講習会や各種イベントを開催する等，利用者の利便性の確保に努めています。

また，県内の各保健所に収容された犬や猫について，保健所職員による譲渡適性診断後に受け入れを行うとともに，動物愛護団体等とも協働して譲渡推進に取り組んでいます。

なお，推進計画については，令和元年の動物愛護法の改正や当県の状況を考慮して，令和３年３月に改正しました。

１　年間行事計画

事業名 ＼ 月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物管理・譲渡	動物管理	譲渡動物の管理	←→				随			時				
	動物の譲渡	譲渡会	←→				随			時				
		譲渡後の調査	←→	譲	渡	後	6	ヵ	月	以	降	に	実	施
		団体の審査等	←→			相	談	・	申	請	毎			
愛護・適正飼養の普及	適正飼養の推進	譲渡前講習会	←→			毎週日曜日（定期）＋随時								
		動物愛護教室	←→		土	曜	日	／	平	日	(出	張)		
		しつけ方教室	←→			月２回程度（土曜日）								
		各種セミナー イベント等	←→		月１回程度（土曜日または日曜日）									
	動物愛護の普及	視察研修受入 犬･猫とのふれあい 等	←→				随			時				
		動物愛護のつどい*						11	月	←→				
センター運営		ホームページ，SNS 更新	←→				随			時				

＊…令和元年度までは県内各地で開催
令和２年度開催中止
令和３年度動画配信によるオンライン開催
令和４年度以降は動物愛センターで開催

2　動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発

（１）動物愛護思想の普及啓発

「動物を愛しむ心を育て，命の大切さを学ぶ心をはぐくむ」ことを目的として，動物愛護教室の実施や，ホームページやSNS，チラシ，パンフレット等による啓発活動を実施しています。

（２）適正飼養の普及啓発

「周囲に迷惑をかけないよう，ペットを正しく終生飼養することを啓発する」ことを目的として，譲渡希望者に対する「譲渡前講習会」，一般飼養者を対象とした「動物愛護教室」，「しつけ方教室」等を実施しています。

3　犬猫の譲渡推進

県が保護したり引き取ったりした犬・猫について，新たな飼い主を探す譲渡事業を推進しています。

なお，譲渡にあたっては，県が作成した「犬・猫の譲渡実施要領（以下，「譲渡要領」という。）」に基づき，個人への譲渡を行ってきましたが，平成 26 年からは新たな終生飼養者を探すことを目的として活動する団体等への譲渡に関する規程を追加し，譲渡の推進を図っています。

（１）個人飼養者

譲渡要領に基づき，自ら飼養することを目的として譲渡を希望する個人を対象とした譲渡を実施しています。また，譲渡希望者に対しては，適正飼養等に関する講習会の受講を義務付ける等，模範的な飼養者の育成に取り組んでいます。なお，譲渡後に飼養状況調査等を実施し，適正飼養の推進に努めています。

（２）譲渡推進団体等

譲渡要領に基づき，新たな終生飼養者を探すことを目的として活動する，個人,任意の団体，動物愛護団体，その他法人等の譲渡推進団体等への譲渡も行っています。

これらの団体等については，あらかじめ県への登録を義務付けるとともに，最終飼養者への譲渡が行われた場合，県への報告も義務付けています。

なお，譲渡要領に基づき登録されている団体等は，令和６年度末で１５件です。

表１　来館者（各イベント参加者）及び譲渡実績

	来館者総数	動物愛護教室		しつけ教室		譲渡前講習会		譲渡会			
		回数	参加者	回数	参加者（参加犬）	回数	参加者	回数	参加者	譲渡頭数	
										犬	猫
H25(10 月~)	3,873	12	208	9	45(27)	28	408	23	399	61	21
H26	6,060	32	920	26	145(56)	73	979	58	937	152	84
H27	6,562	32	639	22	84(46)	67	1,076	72	1,082	141	99
H28	6,035	36	844	23	121(51)	77	1,028	106	1,317	108	133
H29	6,189	23	531	25	120(53)	83	1,124	134	1,531	128	150
H30	6,872	24	750	33	140(61)	112	1,328	143	1,942	125	224
R1	6,536	31	1,095	28	124(52)	62	1,147	85	1,599	82	178
R2	3,779	27	1,018	26	111(43)	67	454	107	598	54	122
R3	3,364	24	719	21	89(41)	79	546	119	690	49	151
R4	4,526	32	930	25	113(48)	108	409	137	575	54	135
R5	4,617	35	1,027	23	114(43)	167	725	184	1,013	53	126
R6	4,456	34	857	23	85(40)	191	726	294	1,075	49	159
総計	62,869	342	9,538	284	1,291(561)	1,114	9,950	1,462	12,758	1,056	1,582

※再譲渡頭数を含まず

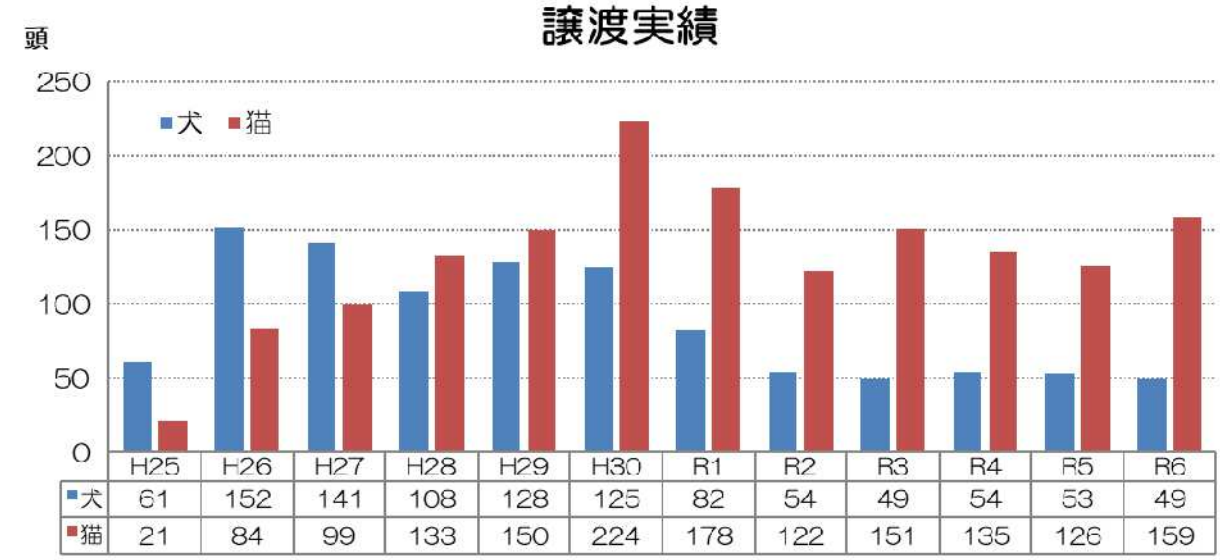

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
犬	61	152	141	108	128	125	82	54	49	54	53	49
猫	21	84	99	133	150	224	178	122	151	135	126	159

表２　視察研修等受け入れ状況（内訳）

				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
動物愛護教室	所　内	小学生	回数	3	2	2	4		3	9	7	9	14	9	8	67
			人数	85	150	75	79		55	262	207	174	291	174	129	1,734
		中学生	回数			2	2	1	1	2		1	1	1	1	12
			人数			59	34	24	30	46		19	１７	19	20	268
		その他	回数	6	12	12	12	11	8	7	2	7		7	9	88
			人数	41	154	119	170	117	171	186	18	103		103	175	1,272
		団体と協働	回数	2	12	12	12	6	5	5	6	6	6	6	6	83
			人数	62	125	99	123	62	41	48	72	47	49	47	71	853
	出　張	小学生	回数		5	4	4	5	7	6	8	8	7	8	7	67
			人数		434	287	284	328	453	475	642	571	488	571	397	4,652
		中学生	回数	1			2									3
			人数	20			154									174
		その他	回数		1					2	4	4	4	4	3	22
			人数		57					78	79	102	85	102	43	552
視察	県内自治体		回数	1	4	7	8	4	2	2	1	3			4	36
			人数	11	21	78	48	44	16	7	2	18			28	273
	国･県外自治体		回数	2	5	3		4	1	3						18
			人数	9	21	5		7	6	7						55
	県内議員		回数			1		1	1	1						7
			人数			19		1	1	12						67
	県外議員		回数	1	4		1									6
			人数	1	22		4									27
	その他		回数	10	13	14	5	12	11	5	2	5	7	7	2	92
			人数	86	118	313	130	111	192	24	4	51	93	93	4	1,194
インターンシップ	大学		回数	3	1			1		1			2	2	3	12
			人数	10	3			1		1			5	5	4	26
	高校		回数		1	3	1	2	2	3		2	4	4	3	22
			人数		4	9	3	4	10	10		2	9	9	6	59
	専門学校		回数		6	10	8	3	4	3	1	2	4	4	1	43
			人数		6	10	8	4	5	3	1	3	5	5	2	48
	小中学校職場体験		回数			1	1	1	1	1			3	3	2	11
			人数			1	1	2	2	2			5	5	4	19
報道取材対応	テレビ		回数	9	15	12	8	6	8	3	7	2	2	2	3	81
	ラジオ		回数	2	1	1		2	4		1					11
	新聞		回数	17	5	5	11	3	3	2	3	2				53
	雑誌		回数	1	3	2	3									9
	市町村		回数	2	10	1				1	1	1				16
	その他		回数	1	3	1					1				1	7

動物愛護センターが実施・出演したイベントの様子

小学生対象の動物愛護教室

インターンシップ・職場体験受け入れ

犬のしつけ方教室

出張講座（動物愛護教室）

動物愛護週間写真展

テレビ番組出演

4　協働事業の推進

犬の飼い方講習会及び相談会

ボランティア活動

日頃からボランティアとして動物愛護事業を実施している動物愛護団体や個人との協働活動推進を図っています。譲渡会や動物愛護イベントを共同で開催したり，各種啓発活動における協働を実施したりしています。

（１）犬の飼い方講習会の開催

動物愛護センターでは適正飼養者の育成を目的として，NPO 法人の協力を得て犬の飼い方講習会及び相談会を開催しています。

（２）動物愛護活動推進のための協働事業

動物の愛護と適正な飼養について県民の理解の増進を図ることを目的として，譲渡会や動物愛護のイベントを団体等と協力して実施しています。

（３）ボランティア登録制度

複雑・多様化する動物愛護の問題に対応するためには，ボランティア等の関係者と連携協力することが必要・不可欠であると判断し，平成 26 年９月に「鹿児島県ボランティアとの共働により実施する動物愛護管理事業実施要領」を策定しました。この要領に基づき登録されたボランティアと協働し，動物愛護思想及び適正飼養の普及を図っています。

なお，令和６年度末現在で，２３名の方が登録されています。

（4）動物愛護の推進と獣医学教育の向上に係る協定

平成 25 年度末に，国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部と「鹿児島県動物愛護センターに保管する犬・猫の不妊・去勢手術に関する協定」を締結し，動物愛護センターに保管される譲渡対象犬・猫の一部に対して不妊・去勢手術を実施しています。このことにより，みだりな繁殖防止の啓発を図るとともに，新たな飼い主の経済的負担が軽減されることによる，譲渡希望者の増加が見込まれています。

また同時に，「鹿児島県動物愛護センターにおける獣医学臨床実習受入れに関する協定」を締結し，動物愛護センターに収容されている犬・猫について，鹿児島大学による定期的な健康管理を実施しています。

5　犬・猫とのふれあい

譲渡対象動物については，動物愛護センター職員立会いのもと，ふれあいを実施しています（飼養管理の時間は除きます。）。

来館者に犬や猫とのふれあいを通じて，動物愛護思想の啓発を図るだけでなく，犬や猫にとっても多くの方とのふれあいを通じて，人にならし，譲渡の可能性を広げるという意味もあります。